

Tax Analysis

For more BEPS information,
please contact:

Transfer Pricing

Shanghai

Eunice Kuo

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Hong Kong

Patrick Cheung

Tel: +852 2852 1095

Email: patcheung@deloitte.com.hk

International Tax

Beijing

Jennifer Zhang

Tel: +86 21 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Shanghai

Leonard Khaw

Tel: +86 21 6141 1498

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Hong Ye *

Tel: +86 21 6141 1171

Email: hoyeqinli@qinlilawfirm.com

Hong Kong

Anthony Lau

Tel: +852 2852 1082

Email: antlau@deloitte.com.hk

* Hong Ye is from Qin Li Law Firm, which is a licensed Chinese law firm and forms part of Deloitte's global Tax & Legal network. Deloitte Legal is one of the major legal practices around the world.

OECD による移転価格文書化に関するガイドラインの公布：新たなグローバルスタンダード

経済協力開発機構（以下「OECD」）は2014年9月16日に、『多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針』（以下「OECD 移転価格ガイドライン」）第5章に係る最終改訂案を公布した。OECDが2014年1月30日に公布した「移転価格関連の文書化および国別報告書に係るガイダンス」のディスカッションドラフトの内容と比べて、今回公布された最終改訂案は移転価格文書化に係る企業の負担を大幅に軽減するものであり、企業が懸念していたいくつかの事項についても明確化された。しかし、今回の改訂が企業に与える具体的な影響は、2015年1月にOECDが具体的な指針（スケジュールを含む）を発表するまで明らかにはならない。

改訂後のOECD 移転価格ガイドライン（以下「新ガイドライン」）により、移転価格文書化のプロセスが根本的に変わり、多くの企業が従来よりも詳細なグローバルの事業活動に関する情報を収集し、税務当局に提出することを要求されるようになる。新ガイドラインの実施スケジュールは未定であるものの、企業は関連情報の収集方法についてできるだけ早く検討する必要がある。一部の企業は、その対応のために十分な時間とリソースを準備することが必要になるだろう。

新ガイドラインの導入により、税務当局は企業のグローバルな移転価格ポリシーに関連する損益結果について、これまでにない透明性を得ることになる。企業は、移転価格文書化に関する新しい規定が現行の移転価格ポリシーとその実施、モニタリングおよび合理的説明のプロセスについて、どのような影響を及ぼすかを考慮する必要がある。

3層構造移転価格文書化アプローチ

OECD 移転価格ガイドラインの第5章の改訂に伴い、OECDは3層構造の移転価格文書化アプローチを採用した。(1) 企業のグローバル事業活動に係る財務状況を提示するCbC (Country by Country) レポート、(2) 企業の無形資産および金融活動のグローバル移転価格ポリシーに係る重要な情報と共に事業に関するハイレベルな情報を提示するマスターファイル、(3) 現地の企業が関連者を行う関連者間取引に係る情報およびサポートを提示するローカルファイル。CbC レポートのテンプレートおよびマスターファイルとローカルファイルの記述内容（行動計画13の最終成果物）に関する原文は以下のリンクを参照。

添付1 – マスターファイル

<http://newsletters.usdbriefs.com/2014/Tax/ALS/AnnexI.pdf>

添付2 – ローカルファイル

<http://newsletters.usdbriefs.com/2014/Tax/ALS/AnnexII.pdf>

添付3 – CbC レポート

<http://newsletters.usdbriefs.com/2014/Tax/ALS/AnnexIII.pdf>

CbC レポート

CbC レポートの提出義務は全く新しい規定であり、文書化に関する企業の負担が大幅に増加するため、2014年1月30日にディスカッションドラフトが公布された後、最も議論されてきたテーマである。

広く意見を求めた後、OECDは要求される情報を大幅に減じ、情報をどのように提供するかについても企業に柔軟性を与えた。情報開示の必要項目を14から8に減らし、企業の使用する情報が各年度において一貫していれば、多様な情報源を用いることができるとしている。ディスカッションドラフトのテンプレートは、各国にある“構成事業体 (Constituent entity)”ごとに要求される情報を開示した上で、国別に情報を合算するものであったが、最終版のテンプレートでは、各国における各項目の合計金額のみの開示となった。ただし、最終版においても、グループ内の各構成事業体とその事業活動および実際管理地を記載するよう求めている。

OECDは、8カ国（主に新興市場に属するアルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、インド、メキシコ、南アフリカ、トルコ）は、マスターファイルとローカルファイルにおいて開示される管轄区域内の企業の取引情報のほか、関連者間の利息、ロイヤリティ、サービス費の支払に関する情報の開示も求めていると述べている。このことを踏まえて、BEPSプロジェクトへの参加国は、上述の新規定をレビューし、2020年末までにこれらのレポートの内容を改訂する（例えば、異なるデータやその他の情報の開示を求める）必要性を評価するよう求められている。

2014年1月に公表されたディスカッションドラフトにおいては、情報開示を求められる構成事業体の定義が広範囲であったため、開示情報が容易に入手できないという懸念があった。新ガイドラインは、構成事業体を連結財務諸表の連結対象となる事業体と改めて定義することによって、この懸念を解消した。ただし、規模または重要性のみを理由として連結対象とならない事業体は、構成事業体としてCbCレポートに含めなければならない。

多くの企業は、活動が限定的な企業や休眠会社についてはCbCレポートに含めなくてもよいという方向性を期待していたが、OECDは休眠会社も含めたすべての企業をCbCレポートに記載するべきであるとしている。最終改訂案においては、休眠会社という活動分類も設定されている。

CbCレポートを作成するに当たり、報告事業体は年度ごとに継続して同じ情報源のデータを使用しなければならない（変更を行った場合には、変更の理由を記載しなければならない）。報告事業体は連結報告用パッケージ、各事業体の法定財務諸表、規制財務諸表、内部管理会計等の情報を使用することができる。報告事業体は、CbCレポートを作成するに当たって使用したデータの情報源の概要を記載しなければならない。CbCレポートに記載される総収入、利益、納税額を連結財務諸表と一致させる必要はない。各事業体の法定財務諸表が報告の情報源として用いられる場合は、事業年度の平均為替レートを使用して、すべての金額を報告事業体の記帳本位通貨に換算しなければならない。ただし、各国の会計原則の違いによる調整は行う必要がない。多くの場合、企業はCbCレポートに必要な情報をどこで入手すればよいかを把握していないため、CbCレポートに必要な情報が企業のどのシステムにあるか、どのようにしてそれらの情報を効率的に検索するかを確認するために、CbCレポート用のデータの設計図を作成することが必要となるだろう。

第5章の最終改訂案により、企業における情報開示の負担が軽減され、柔軟性も高まったとはいえ、企業が新しい文書化規定に準拠する上で、CbCレポートはなお難題といえる。いくつかの開示項目は、ほとんどの企業において、事業体別、国別には管理されていない。例えば、CbCレポートでは、当期の源泉税および未払税を含む法人税の開示（未確定の税務事項に係る準備金や繰延税金は含まれない）が要求されている。多くの企業にとって、テンプレートで必要とされる莫大な量の情報を収集するだけでも、コンプライアンスのための負担が実質的に増えることとなる。

事業規模の大きい企業は、情報の収集、保存、分析およびCbCレポートの作成に当たって、技術的なソリューションを検討することも考えられる。スプレッドシートやテンプレートで要求されるデータを手作業で検索、収集、検証、統合する時間や労力は、大企業では膨大なものとなり、かつその作業を少なくとも年に一度行わなければならない。技術的なソリューションでは、CbCレポートにおいて開示が要求される情報の収集、検証、表示を容易にするために、企業のERP (Enterprise Resource Planning)、連結、人事およびその他のシステムを用いることができる。さらに、移転価格の運用結果の定期的なモニタリングを可能とする機能を与えることにより、技術的なソリューションは企業がよりよく移転価格コンプライアンスの管理を行うことも可能とする。予算値や予測値との比較ができるソフトウェアもあれば、予期せぬ異常の原因、潜在的な調整および当該調整が関連国における納付税額、全体の実効税率および関税等のその他の項目に与える影響を企業が理解するための助けとなるような高度な分析（ドリルダウン分析、敏感性テスト分析を含む）を提供するソフトウェアもある。

OECD移転価格ガイドラインにおいてCbCレポートを導入することは、OECD加盟国にとって主要な目標の一つであった。CbCレポートは、企業がどこで利益を計上し税金を納めているかという情報を、初めて現地の税務当局に提供するものだからである。CbCレポートは企業の移転価格ポリシーやその実施に係る乖離や不一致を明らかにする可能性がある。加えて、CbCレポートは、収益が計上される国と価値が創出される国の潜在的な不一致も明らかにするかもしれない。企業は最初にCbCレポートを提出する前に、潜在的な乖離や不一致等の問題を解決することが推奨される。

CbC レポートは、税務当局がリスク評価を行うためのツールとすることを意図したものであり、機能・リスク分析の代用として用いられるべきではない。CbC レポートにより、税務当局がより頻繁に利益分割法或いはその他の方法を用いて、従業員や有形資産を基準にした利益配分を行うようになるのではないかと、一部の多国籍企業の懸念を解消するために、OECD は特に「CbC レポートは、グローバル収入の単純な公式による配分結果に基づいた移転価格調整を行うために用いられるべきではない」とコメントしている。

マスターファイル

マスターファイルは、企業のグローバルの事業、無形資産の開発と所有権の帰属および金融に関するグローバルポリシーの全体像を税務当局に提供することを目的としている。現地の企業の取引に直接的な影響を与える情報を除き、マスターファイルに含まれる多くの情報は、これまで税務当局が入手できなかったものである。

現行の文書化規定の下で、多くの構成事業体に共通する事業等の情報を含むマスターファイルを作成する企業もあるが、多くの場合、新マスターファイルは従来のマスターファイルとは実質的に異なると考えられる。新マスターファイルの要求はより詳細であり、これまで本社や現地子会社が収集していなかった相当量の情報を収集することが必要となる。例えば、新マスターファイルでは、5つの主要な製品や役務提供、およびグループの売上の5%超を占めるその他の製品や役務提供に係るサプライチェーン図を示すこととされている。また、新マスターファイルでは、重要な無形資産もしくは無形資産グループ、およびそれらの所有者に係るリストの提供も要求される。マスターファイルでの開示を要求されていた二国間事前確認 (APA) およびルーリングに係る情報は、ローカルファイルで開示されることとなり、かつ現地子会社の取引を理解するために必要な場合のみ開示することとされた。相互協議に係る開示要求は削除されたが、一国のみの収入配分に関するルーリングおよび APA に係る開示要求は残された。もう一つの重要な変更点として、マスターファイルにおける高額報酬従業員上位 25 名の肩書きおよび所在地の開示要求は削除された。

マスターファイルの目的は、グローバルの経済、法律、金融および税務環境の中での多国籍企業グループの移転価格実務を見るために、当該グループのハイレベルな全体像を提供することであると新ガイドラインでは述べている。そのため、グループの事業に関する過度に詳細な情報や開示項目の全面的なリストを提供する必要はなく、どの程度詳細な情報を開示するかについて、企業は慎重に判断することができる。広範な情報開示の要求に対応するために、企業は過大なリソースを費やして、税務当局にとって実務的に有用ではない詳細な情報を収集しようとするかもしれないことから、新ガイドラインにおける上述のコメントは企業にとって有益なものといえる。ただし、個々の税務当局の観点から見れば、情報開示の程度を慎重に判断することと、現地子会社の取引に関する情報開示を意図的に操作することとが混同される可能性がある。

新たなマスターファイルは、企業全体または事業分野ごとに作成することができる。事業規模が大きく、複数の異なる事業分野を有する企業は、事業分野ごとにマスターファイルを作成するほうが容易であると考えられる。ただし、OECD は最終改訂案において、マスターファイルを事業分野ごとに作成する場合、現地子会社がそのうち一つの事業分野のみに関連する場合であっても、すべてのマスターファイルを税務当局に提出しなければならないとしている。

ローカルファイル

ローカルファイルには従来の移転価格文書に含まれる情報と同様の内容が含まれる。ローカルファイルは機能分析および経済分析が中心となるが、新ガイドラインの要求は、多くの国における移転価格文書化規定と比べてより詳細なものとなっており、従来の多くの移転価格文書には含まれていない追加的な詳細情報が要求される。

企業にとっての主な懸念の一つは、関連者との取引が文書化の必要となる重要な水準に達しているか否かを判断するための統一的な基準がないことであった。ある国においては、国内法上すべての取引を文書化することが要求される一方、他の国においては現地企業の納税義務に重要な影響を及ぼすような主要な取引に対してより大きな関心を持っている。新ガイドラインは重要性に関する明確な基準を設けなかったが、各国に「多国籍企業グループの全体的な規模および特性に加え、現地経済の規模と特性、現地経済における当該多国籍企業グループの重要性、現地の事業体の規模や特性等に鑑み、特定の重要性基準を設定すること」を求めている。したがって、現在ある重要性基準の差異とそれが企業に与える負担を、新ガイドラインによって減じられるとは考えにくい。

新ガイドラインにおいて、比較対象企業のデータは毎年更新しなければならないが、企業の機能およびリスクに変更がない限り、比較対象企業は3年ごとに見直せばよいとされている。現地国の比較対象企業とそれより広い地域の比較対象企業のいずれを用いるべきかについて、2014年1月のディスカッションドラフトよりも柔軟かい表現にはなったが、新ガイドラインではなお現地国の比較対象企業の情報を合理的に入手可能な場合には、地域よりも現地国の比較対象企業を用いることを支持している。それにより、今後、企業が入手し、かつ更新すべき比較対象企業のセット数が増える可能性がある。

言語

移転価格文書の作成に用いる言語は現地の法規で定められる。新ガイドラインでは、各国が国際的に通用する言語で文書を作成することを認め、提出後に翻訳を求めることを奨励している。2014年1月のディスカッションドラフトでは、マスターファイルは英語または企業の主要な事業で使われる言語で作成するとしていたが、いくつかの国はこれ

に反対し、それらの反対意見が最終的に新ガイドラインに反映された。

新ガバナンスポリシー

新ガイドラインは、多国籍企業における移転価格ポリシーの集中的な管理と文書化およびモニタリングに関する検討を加速させる可能性がある。財務情報の透明性が向上することから、納税者はグローバルでの移転価格ポリシーの一貫性をさらに確保しようとするだろう。情報の透明性の向上により、企業の移転価格ポリシーからの乖離或いはその実施状況が、全世界の税務当局に対してより一層明確になる。上記の理由から、現状においてグローバルベースで移転価格ポリシーを策定し、管理していない企業は、近いうちにそれを行うことが必要になる。一部の企業にとっては、新ガイドラインにより、移転価格ポリシーを策定し、実施するためのより多くの資源とガバナンス、定期的にグローバルベースでの移転価格ポリシーの適用結果をモニタリングするための新しいシステムと手続きが必要となる。

新移転価格文書の準備

CbC レポートおよびマスターファイルは、本社主導で作成される可能性が高い。実際に、これらの文書の作成に必要な情報は本社でのみ入手可能と考えられる。これまでグローバルベースでの移転価格文書を作成していない企業にとって、新ガイドラインは大きな変更を求めることになるかもしれない。また、グローバルベースでの移転価格文書を作成してきた企業についても、新ガイドラインにより、従来よりも多くの情報を収集し、説明することが求められるようになるだろう。新しい規定により、情報を収集、検証、分析し、移転価格文書を作成するための新たなプロセスを求められるかもしれない。

さらに企業は、グローバルの移転価格文書を集中的に作成し、或いは調整作業を行うことが必要と考えるかもしれない。企業は CbC レポート、マスターファイルおよびローカルファイルにおいて開示されるグローバルおよび各地の事業と移転価格ポリシーに関する情報の整合性を確認する必要がある。これまで移転価格文書を個々に作成してきた企業グループにとっては、追加的にグローバルの移転価格文書を作成し、調整することが必要になり、本社において追加的な資源を割り当てる必要がある可能性がある。

導入

OECD は 2015 年 1 月に、文書の提出、共有のプロセス、および新ガイドラインの一貫した適用を奨励するプロセスに関する追加的な指針を公表する予定である。

OECD は CbC レポートおよびマスターファイルの共有方法について広く議論を行っており、今後も議論を継続する。企業および一部の国は、二国間租税条約、租税情報交換協定或いは OECD 税務行政執行共助条約（現時点までの署名国は 60 カ国超）の条項に基づいて CbC レポートおよびマスターファイルを共有することを求めている。政府間の情報交換を支持する国は、政府間の情報交換であれば、機密情報をよりよく保護し、情報入手の確実性も高まると考えている。一方、その他の国は、現地子会社が親会社から情報を入手した上で、現地の税務当局に提出するべきであると主張している。このような立場を支持する国は、政府間の情報交換の場合、情報入手までに相当の時間を要する可能性があり、そのために現地での税務調査が長引いてしまうことを懸念している。

CbC レポートおよびマスターファイルの情報をどのように共有するかを決定するに当たり、CbC レポートおよびマスターファイルの情報は親会社のみにより所有、管理されるかもしれないことを考慮しなければならない。親会社が子会社にグローバルの CbC レポートおよびマスターファイルの情報を提供しない場合、現地の税務当局が現地子会社に強制的に当該情報を提出するように求めることは難しいかもしれない。新ガイドラインは、多国籍企業が情報を有していない場合、現地において文書化に関わる罰則を科すべきではないと指摘しているが、一方で、その他のグループ内企業が移転価格文書の作成を担当しているということは、現地子会社が文書化に関わる罰則を免れるための十分な理由にはならないということも明確にしている。

OECD ガイドラインの第 5 章の最終改訂案では、文書化の免除要件について述べていないが、OECD 租税政策・税務行政センターの租税条約、移転価格および金融取引部門長である Marlies de Ruiter 氏は 9 月 16 日のウェブ放送において、OECD は小規模企業に対する文書化の免除を検討していると述べた。

OECD は今後、各国が新ガイドラインを導入するための追加的な指針を出す可能性がある。OECD は、納税者の一貫した効率的なコンプライアンスを促すため、全ての国が CbC レポートおよびマスターファイルに標準的なフォームを用いることを意図していると述べている。しかし、現在、各国の文書化に係る要求は異なることから、ローカルファイルについても同じような一貫性を求めることができるかどうかはまだ定かではない。企業にとっては明らかに、各国において要求される情報が標準化されることによって、新たな文書を作成するための負担が大きく軽減される。OECD は、各国において文書化に関する要求が統一されることは、企業にとって歓迎されるべきものであると理解している。

スケジュール

OECD は各国が新しい移転価格文書化規定を施行する具体的なスケジュールを示していないが、新ガイドラインの導

入作業の一環として、各要求の段階的な導入スケジュールを含む施行時期に関する指針を各国に提供する可能性がある。新ガイドラインはグローバルに適用されるものであるため、その施行時期はグローバルで統一されることが望ましい。新ガイドラインにおける **CbC** レポートおよびマスターファイルに関する要求は、情報収集に係る負担を企業に課すことになるため、新たな文書化規定の施行は実務的に最も早くても **2016** 年度となるであろう。この面に関わる政治的な圧力から見ると、**CbC** レポートおよびマスターファイルを提出するという規定の施行時期をそれより早めることは難しいと考えられる。

中国国家税務総局のコメント

中国国家税務総局 (SAT) は **2014** 年 **9** 月 **17** 日に、**G20** の **BEPS** プロジェクトの成果物に関するプレスリリースを出した。その中で SAT は、**BEPS** プロジェクトは中国の租税管理に不可避の実質的影響をもたらし、かつ **BEPS** 行動計画の最終的な結果がどうであれ、中国の税務当局は関連の義務を履行することについてのプレッシャーを受けるだろうと述べた。このプレスリリースにおいて SAT は、今回のような国際的な改革の動きの中で、公正かつ透明性のある方法によって租税が価値創造と見合うようにすることによって、より公平な税収配分を実現できるとの見解を述べ、中国は引き続き **BEPS** プロジェクトに積極的に関与し、適切な立法と行政および国際的な協力を通じて、移転価格税制執行上の公平性を確保すると結論付けた。

テクニカル観点から見ると、第 **5** 章の最終改訂案は、特に移転価格文書で開示される財務情報の透明性、価値創造および無形資産の重要性等に関して、江蘇省国家税務局が最近公表した **BEPS** プロジェクトに関する考え方と大部分一致している。また、新たな透明性は、移転価格文書化についてより構造的なアプローチをとることに加えて、企業が自らの移転価格ポリシーに係る適切な管理と内部統制について真剣に考えることが必要であることを意味している。さらに SAT は、間もなく公布される予定の **2** 号通達の改正案において、各 **BEPS** 行動計画に対する見解を示すものと予想されている。

香港内国歳入庁のコメント

香港は **OECD** や **G20** のメンバーではなく、**BEPS** プロジェクトのオブザーバーでもないが、一貫して **BEPS** プロジェクトの動向に注目するとともに、二重課税防止協定と租税情報交換協定のネットワークを広げようとしてきている。香港の内国歳入庁 (IRD) は現在、**BEPS** プロジェクトにおける **15** の行動計画について積極的に研究をしているが、現段階で何らかの具体的な指針を出すか否かはまだ決定していない。

IRD が公布した「税務条例解釈および実務指針」(Departmental Interpretation Practice Note) 第 **46** 号は移転価格に関するガイドラインであるが、これは基本的に **OECD** 移転価格ガイドラインに沿ったものとなっている (**OECD** 移転価格ガイドラインが香港の国内税法に抵触するものを除く)。IRD には近いうちに現行の実務を変更する計画はなく、移転価格に関する問題を取り扱う際には、引き続き **OECD** 移転価格ガイドラインに従うことになると考えられる。ただし、**OECD** におけるディスカッションを含めて、国際的な動向にも留意し、**BEPS** プロジェクトの動きに対応するための措置を講じる必要があるか否かを評価することになるだろう。

中国大陸や香港に本社を置く企業にどのような影響をもたらすか？

SAT の定める重要性の基準次第ではあるが、海外投資を行っている中国の国有企業および私営企業の最終的な親会社はマスターファイルおよび **CbC** レポートを作成することが必要になる。潜在的には、外国の法律に基づき設立された多国籍企業グループの親会社 (例えば、英国領ヴァージン諸島やケイマン諸島に設立された会社) も、その実質的な管理機構が中国にある場合、これらの文書を作成することが必要になる可能性がある。これらの企業は、マスターファイルおよび **CbC** レポートにおいて、重要な情報 (特定の事業に関するグループの移転価格ポリシー、グループの構成事業体の機能とリスクの状況、経営業績および事業運営要素等を含むが、それらに限らない) の開示を要求される。中国と外国の税務当局はこれらの情報を用いて、企業の移転価格ポリシーが独立取引の原則に合致するか否かを評価することができる。

そのため、これらの移転価格文書を提出する企業は、移転価格に関する最新動向と税務当局による情報把握の程度も考慮した上で、より頻繁に現行の移転価格ポリシーの妥当性を評価し、かつ中国および外国における移転価格リスクを低減させるための改善策を講じる必要がある。前述したように、企業は **CbC** レポートを作成するための情報をどこから入手すればよいかを把握していない可能性があるため、模擬的にデータ収集を行ってみる必要がある。データがどこにあるかわかったら、いかに効率的かつ効果的にデータを取り出すかについても決める必要がある。さらに、企業の特定の状況に応じて、税務以外の規制当局に関わる義務に関連して、それらの追加情報を開示するか否かについても慎重に検討することが必要になるかもしれない。

香港に本社を置く企業についても同様に、上述の問題が生じる。また、多くの多国籍企業は香港に地域本部を置いている。それらの企業は、**CbC** レポート或いはマスターファイルの作成に最終的な責任は負わないかもしれないが、追加的に必要となる情報の多くを持っている可能性があるため、新しいコンプライアンス目的の文書作成プロセスにおいて重要な役割を担うことになるかもしれない。

結論

OECDは、多くの企業がグローバルの移転価格ポリシーの策定、導入、モニタリングおよび文書化に係る手順を再検討することになるだろう新たなパラダイムを提示した。新ガイドラインは企業の本社に対し、新しい要求を満たすための情報の検索、収集、保存、検証、統合に係る新たな手順の導入を求めることになるだろう。透明性およびグローバルに整合性をとることの必要性が高まることにより、多くの企業は移転価格対応に投入するリソースを増やすことが必要となる可能性がある。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Kevin Ng

Partner

Tel: +86 10 8520 7501

Fax: +86 10 8518 7501

Email: keving@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Sarah Chin

Partner

Tel: +86 755 8246 3255

Fax: +86 755 8246 3186

Email: sachin@deloitte.com.hk

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Frank Tang

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: ftang@deloitte.com.cn

Macau

Sarah Chin

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: sachin@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Sarah Chin

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: sachin@deloitte.com.hk

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilulu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Sarah Chin

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: sachin@deloitte.com.hk

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanyluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター
TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
シニアマネジャー
TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

植木 拓磨
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : taueki@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー
TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

滝野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太朗
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 22 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

©2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP.